湯西川ダムモニタリング委員会　傍聴要領

第１条　目的

本要領は、湯西川ダムモニタリング委員会（以下、「モニタリング委員会」という。）公開要領（案）第３条に基づき、一般傍聴に関する必要な事項を定めるものである。

第２条　傍聴者

傍聴者とは、モニタリング委員会の許可を得て、モニタリング委員会を傍聴する者をいう。

第３条　モニタリング委員会開催等の周知

１　モニタリング委員会の開催が決まった場合は、速やかに鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページ（以下、「ＨＰ」という。）により一般に周知する。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

２　周知内容は、モニタリング委員会の名称、開催日時、場所、議事項目、傍聴の可否、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

第４条　傍聴の申出等

１　モニタリング委員会の傍聴を希望する者は、第３条により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録手続きを受けなければならない。

２　鬼怒川ダム統合管理事務所は、モニタリング委員会会場前に傍聴者受付を設置するものとし、傍聴可能者は受付にて名簿の確認を行ったうえで会場へ入室させる。なお、会場への入室はモニタリング委員会開始予定時刻の１０分前とし、モニタリング委員会開始後の入室は認めない。

第５条　傍聴者の遵守事項

傍聴者は静粛を旨とし、会場において以下の事項を遵守するものとする。

１　写真、テレビ、映画の撮影、録画又は録音等をしてはならない。
　ただし、モニタリング委員会の許可を得た場合はこの限りでない。

２　発言、私語、談論等を行ってはならない。

３　発言者への批判、可否の表現、ヤジ、拍手等を行ってはならない。

４　プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。

５　ビラ等の配布を行ってはならない。

６　みだりに傍聴席を離れてはならない。

７　携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。

８　前項のほか、議事の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第６条　退場等の措置

委員長は、傍聴者が前条の規定に違反した場合には、モニタリング委員会会場より退

室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第７条　雑則

この要領の変更や必要な事項は、モニタリング委員会において定める。

第８条　付則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。